

## 2 職員の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成 31 (2019) 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 29 (2017) 年度の人件費率
						%
30(2018) 年度	人 83,628	千円 50,488,736	千円 1,961,496	千円 6,455,599	12.8	14.0

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 普通会計とは、特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業）及び公営企業会計（公営企業等事業）を除いたものをいいます。

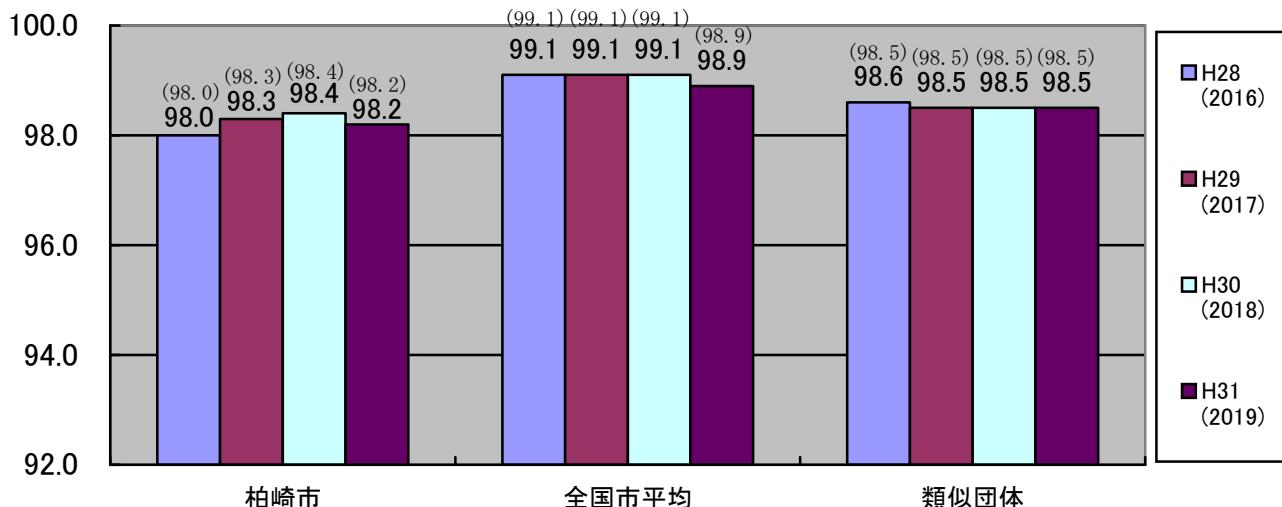
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
30(2018) 年度	人 791	千円 2,976,777	千円 519,862	千円 1,166,571	千円 4,663,210	千円 5,895	千円 5,896

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在の人数です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員を 100 として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

（補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31(2019)年4月1日現在)

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース 注2)
柏崎市	43.5歳	324,376円	404,667円	342,969円
新潟県	43.8歳	333,454円	414,373円	367,287円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.7歳	314,447円	393,479円	350,443円

### ②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
柏崎市	50.3歳	28人	283,204円	296,951円	285,290円
うち清掃職員	57.8歳	4人	358,400円	375,231円	365,567円
新潟県	54.0歳	416人	346,967円	387,784円	369,454円
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円
類似団体	51.3歳	28人	306,370円	343,456円	322,403円

区分	参考
	年収ベース(試算値)の比較
清掃職員	6,254,041円

※ 年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

### ③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	36.6歳	291,618円	363,490円	309,625円
類似団体	37.9歳	295,728円	377,609円	331,832円

### ④福祉職(保育士等)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	39.9歳	297,164円	329,614円	301,615円
国	43.1歳	332,689円	—	385,624円
類似団体	36.8歳	269,583円	309,230円	288,532円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31(2019)年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成31(2019)年4月1日現在)

区分	柏崎市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	187,200円
	高校卒	148,600円	153,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31(2019)年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,875円	351,000円	373,758円
	高校卒	223,400円	297,500円	347,983円
技能労務職	高校卒	—	—	319,000円

(注) 1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 該当する職員がいない場合は、「—」としています。

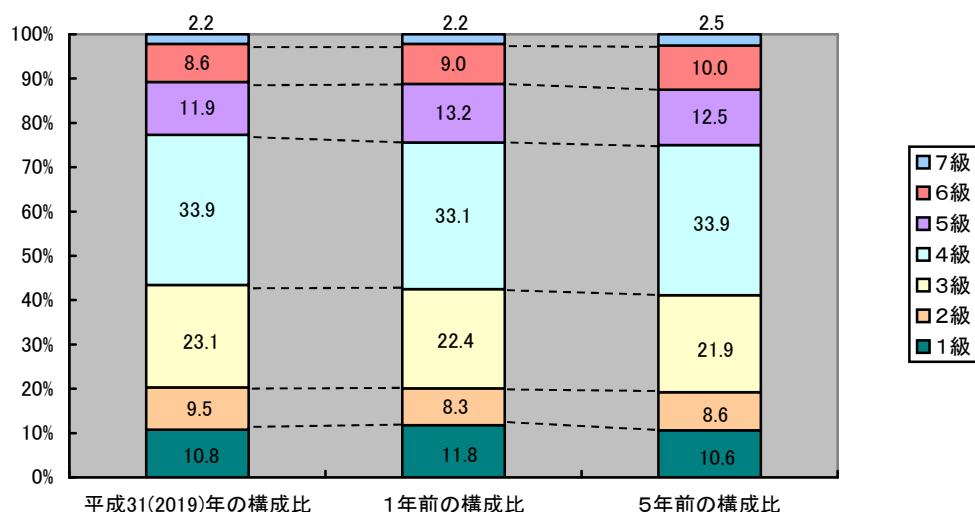
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成31(2019)年4月1日現在)

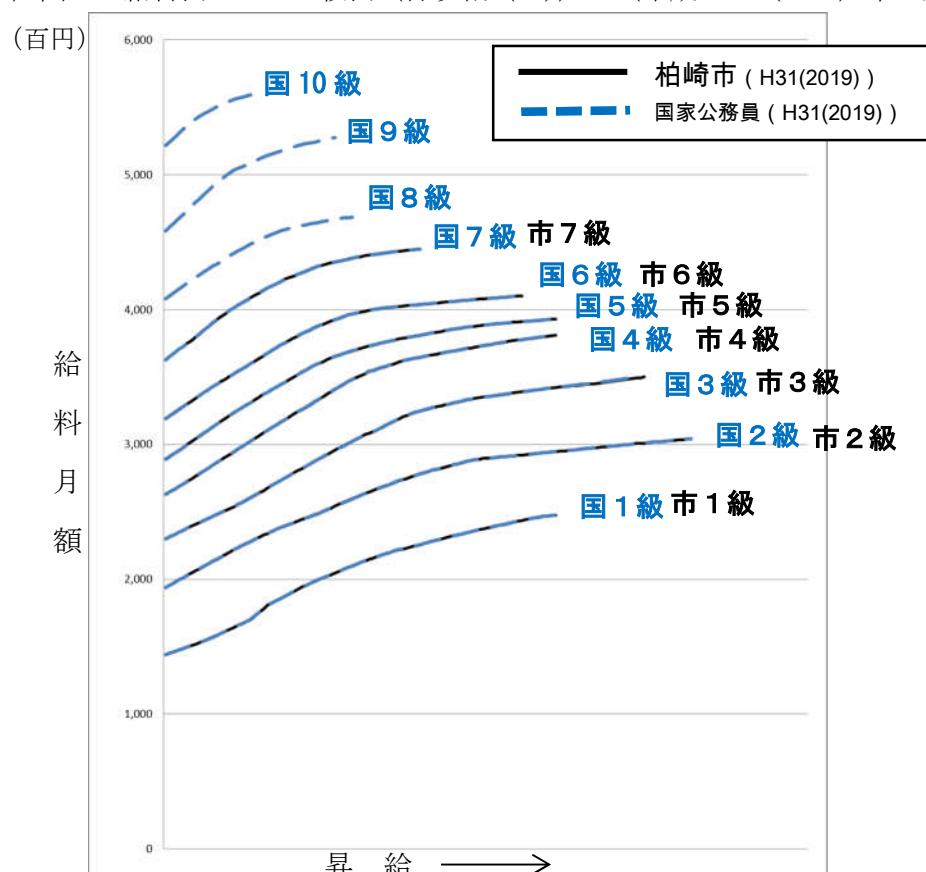
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師又はこれらに相当する職の職務	49人	10.8%	144,100円	247,600円
2級	高度の知識経験を必要とする主事等の職務	43人	9.5%	194,000円	304,200円
3級	主査の職務	105人	23.1%	230,000円	350,000円
4級	困難な業務を行い、又は高度の知識経験を必要とする係長等の職務	154人	33.9%	263,000円	381,000円
5級	課長代理、副主幹又はこれらに相当する職の職務	54人	11.9%	288,900円	393,000円
6級	課長、主幹又はこれらに相当する職の職務	39人	8.6%	319,200円	410,200円
7級	部長又はこれに相当する職の職務	10人	2.2%	362,900円	444,900円

(注) 1 新潟県柏崎市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第13号)に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職(一)) (平成31(2019)年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31（2019）年4月2日から 令和2（2020）年4月1日までにおける適用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

#### 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

柏崎市	新潟県	国
1人当たり平均支給額 （平成30（2018）年度 1,494千円）	1人当たり平均支給額 （平成30（2018）年度 1,685千円）	—
（平成30（2018）年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	（平成30（2018）年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	（平成30（2018）年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・復職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・復職加算5～20%・管理勤勉加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・復職加算5～20%・管理勤勉加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和元（2019）年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当 (平成31(2019)年4月1日現在)

柏崎市			国		
(支給率)	自己都合	勵奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	6,501千円	19,741千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30(2018)年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成31(2019)年4月1日現在)

支給実績 (平成30(2018)年度決算)		796千円	
支給職員1人当たり平均支給額 (平成30(2018)年度決算)		397,616円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20%	1人	20%
新潟市	3%	2人	3%
柏崎市	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当 (平成31(2019)年4月1日現在)

区分		全職種	
支給実績 (平成30(2018)年度決算)		21,600千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30(2018)年度決算)		105,879円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30(2018)年度)		23.6%	
手当の種類(手当数)		21	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	市税等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収業務に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	差押に関する業務(電話加入権の差押業務を除く。)	1件当たり 500円
援護特殊調査手当	社会福祉事務所に勤務する現業を行う所員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、指導監督を行う所員	被生活保護世帯等の著しく困難な訪問調査等に関する業務	日額 300円
防疫等作業手当	従事した職員	感染症が発症した場合等で感染症患者等の救護等業務	日額 290円
		家畜伝染病の蔓延を防止するための業務	日額 380円
行旅病人取扱手当	従事した職員	行旅病人の取扱作業	1件当たり 700円
し尿処理業務手当	従事した職員	し尿処理施設におけるし尿処理業務	日額 500円
ごみ処理業務手当	従事した職員	ごみ処理施設におけるごみ処理業務	日額 500円
災害応急作業等手当	従事した職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は住民等の避難誘導業務	日額 500円
災害活動手当	自動車運転者	災害に出動し、著しく危険な現場活動に従事する業務	勤務1回につき 500円
	その他の職員		勤務1回につき 300円
救急業務活動手当	救急救命士	救急業務に出動し、著しく危険又は不快な現場活動に従事する業務	勤務1回につき 350円
	自動車運転者		勤務1回につき 250円
	その他の職員		勤務1回につき 170円
高所作業手当	従事した職員	災害現場において地上15メートルを超える作業に従事する業務	勤務1回につき 200円
夜間招集手当	非常招集を命ぜられた職員	午後9時から翌日午前5時までの間、月2回以上招集される業務	2回目から勤務1回につき 1,000円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円

除雪作業手当	従事した職員	深夜の除雪車の運転（同乗して行う運転の補助を含む。）	日額 1,000 円
道路上・下水道特殊作業手当	従事した職員	特殊自動車を使用する著しく危険な道路補修作業等又は下水道管きょ内の汚泥若しくは異物除去の作業	日額 500 円
危険手当	1 診療所に勤務する職員（医師、歯科医師、保健師、看護師を除く。） 2 診療所に勤務する保健師、看護師	診療所運営に関する業務	1 月額 1,000 円 2 月額 2,000 円
放射線取扱手当	診療エックス線技師又は助手として従事した職員	診療エックス線の照射に関する業務	日額 300 円
医師手当	診療所に勤務する医師、歯科医師	診療所運営に関する業務	採用の日以後の期間の区分に応じて月額355,000円～821,100円
粗大ごみ等収集作業手当	従事した職員	粗大ごみ等の収集作業	日額 500 円
し尿収集作業手当	自動車運転手 清掃員	し尿収集作業	日額 500 円
ごみ処理作業手当	操機員	ごみ処理施設のごみ処理作業	日額 500 円

(注) 徴収手当、し尿処理業務手当、ごみ処理業務手当、災害応急作業等手当、除雪作業手当、道路上・下水道特殊作業手当、粗大ごみ等収集作業手当、し尿収集作業手当及びごみ処理作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満（除雪作業手当にあっては2時間未満）であった場合は、支給額の100分の50とします。

(注) 防疫等作業手当のうち、家畜伝染病の蔓延を防止するための業務については、著しく危険であると市長が認める場合には、100/100に相当する金額を加算した額となります。

#### (5) 時間外勤務手当

支 給 実 績（平成 30（2018）年度決算）	2 3 4, 6 3 7 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 30（2018）年度決算）	2 7 7 千円
支 給 実 績（平成 29（2017）年度決算）	2 4 6, 6 4 0 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 29（2017）年度決算）	2 9 3 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○（○）年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

#### (6) その他の手当（平成 31（2019）年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 30（2018）年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 30（2018）年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・父母等 6,500 円 ・子が 16 歳に達する年度の始めから 22 歳に達する年度末までに該当する場合には 5,000 円加算	同じ		79,952 千円	223,953 円
住居手当	・借家 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高 27,000 円まで支給	同じ		27,373 千円	271,016 円
初任給調整手当	医師職員給料表の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額 414,300 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 35 年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給	同じ		11,026 千円	3,675,300 円

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高 55,000 円まで支給</li> <li>交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて 2,900 円（2 km 以上 4 km 未満）から最高 33,700 円（60 km 以上）まで支給</li> <li>パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の 1/2（上限 3,000 円）を支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者は同じ。</li> <li>交通用具利用者は異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通用具利用者は片道の使用距離に応じ 2,000 円（2 km 以上 5 km 未満）から最高 31,600 円（60 km 以上）まで支給</li> </ul>	48,686 千円	70,970 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対し、月額 26,000 円に距離に応じて 58,000 円の範囲内の金額を加算して支給	同じ		414 千円	414,000 円
宿直手当	庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする宿直勤務を命ぜられた職員には、勤務 1 回につき 4,200 円を支給	同じ		－ 千円	－ 円
特別勤務手当 管理職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等…11,000 円 課長等…8,000 円</li> <li>管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合に支給 部長等…5,500 円 課長等…4,000 円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日又は休日等に勤務した場合、職員の区分に応じ、6,000 円～12,000 円を支給</li> <li>週休日又は休日以外の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合、3,000 円～6,000 円を支給</li> </ul>	511 千円	56,778 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に、その間に勤務した全時間に対して勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を支給	同じ		11,972 千円	42,301 円
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務 1 時間につき、100 分の 135 の割合を乗じて得た額を支給	同じ		51,007 千円	188,215 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性に鑑み、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等…66,400 円 課長等…51,900 円	同じ		41,347 千円	666,886 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額 7,360 円～17,800 円を支給	同じ		3,580 千円	52,638 円

## 5 特別職の報酬等の状況 (平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長 副市長 教育長	901,000円 704,000円 605,000円		
報酬	議長 副議長 議員	491,000円 420,000円 394,000円		
期末手当	市長 副市長 教育長	(平成 31 (2019) 年度支給割合) 3.35 月分		
期末手当	議長 副議長 議員	(平成 31 (2019) 年度支給割合) 3.35 月分		
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式) 901,000 円 × 在職月数 × 0.52 704,000 円 × 在職月数 × 0.34 605,000 円 × 在職月数 × 0.20	(1 期の手当額) 22,488,960 円 11,489,280 円 5,808,000 円	(支給時期) 退職時 (在職期間通算) 同 上 同 上
寒冷地手当	市長 副市長 教育長	一般職の職員の例に準じて支給		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

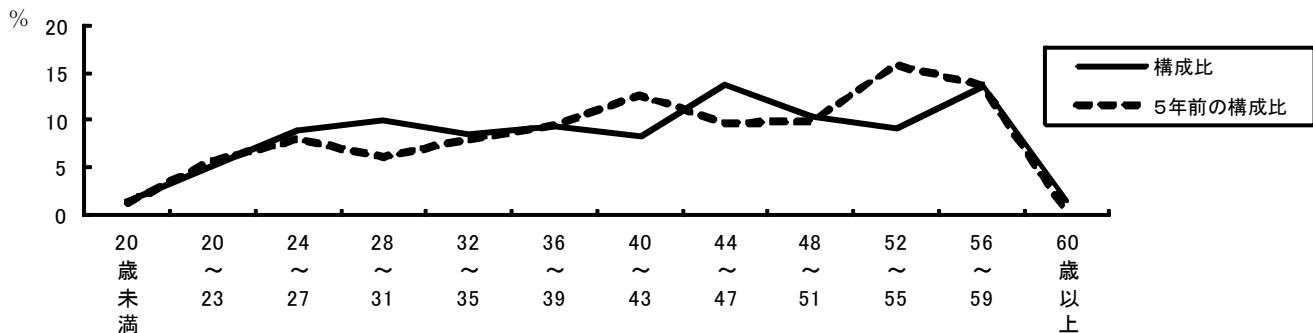
部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		30(2018) 年度	31(2019) 年度		
普通会計部門	一般行政	議会	7	6	▲1 議会事務局部門の業務圧縮による減
		総務税務	181	180	▲1 支所総務部門の圧縮による減
		民生	194	194	
		衛生	53	52	▲1 診療所の統廃合による減
		農林水産	41	40	▲1 支所農業一般部門の業務圧縮による減
		商工労働	26	25	▲1 支所観光部門の業務圧縮による減
		土木	73	73	
		計	575	570	▲5 <参考> 人口 1 万当たり職員数 68.16 人 (類似団体の人口 1 万当たりの職員数 56.35 人)
	教育部門	67	66	▲1	文化財保護業務の圧縮による減
	消防部門	149	149		
	小計	791	785	▲6 <参考> 人口 1 万当たり職員数 93.87 人 (類似団体の人口 1 万当たりの職員数 73.93 人)	
会計部門 公営企業等	病院	16	16		
	水道	39	37	▲2	組織改編による減
	下水道	29	26	▲3	組織改編による減
	その他	40	41	1	後期高齢者広域連合への新規派遣による増
	小計	124	120	▲4	
合 計		915 [1,008]	905 [1,008]	▲10	<参考> 人口 1 万当たり職員数 108.22 人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

3 人口 1 万当たりの職員数については、地方公務員定員管理調査における平成 31 (2019) 年 1 月 1 日現在の人口に基づく数値です。

## (2) 年齢別職員構成の状況 (平成31(2019)年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～	24歳～	28歳～	32歳～	36歳～	40歳～	44歳～	48歳～	52歳～	56歳～	60歳以上	計
職員数	13人	46人	81人	90人	77人	85人	75人	124人	95人	82人	122人	15人	905人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数です。

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政部門	579	577	577	571	575	570	▲9 (▲1.6%)
教育	68	66	66	67	67	66	▲2 (▲2.9%)
消防	144	142	145	145	149	149	5 (3.5%)
普通会計計	791	785	788	783	791	785	▲6 (▲0.8%)
公営企業等会計計	150	149	148	147	124	120	▲30 (▲20.0%)
計	941	934	936	930	915	905	▲36 (▲3.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 職員数は、一般職に属する職員数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ①職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用A	純損益又は実質収支	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率B/A	(参考)平成29(2017)年度の総費用に占める職員給与費比率
平成30(2018)年度	2,919,681千円	61,818千円	259,245千円	8.9%	7.9%

区分	職員数A	給与費				一人当たり給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
平成30(2018)年度	41人	165,762千円	26,989千円	66,494千円	259,245千円	6,323千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成30(2018)年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項 なし

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31（2019）年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	44.6歳	331,108円	501,684円

（注）平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏崎市	
1人当たり平均支給額（平成30（2018）年度）	
1,622千円	
（平成30（2018）年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.85月分
（1.45月分）	（0.90月分）
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算5～15%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31（2019）年4月1日現在）

柏崎市		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	19,803千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30（2018）年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成31（2019）年4月1日現在）

区分	全職種		
支給実績（平成30（2018）年度決算）	186千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30（2018）年度決算）	7,432円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30（2018）年度）	61.0%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出動し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円

危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路 上作業又は毒物、劇物等（前処理室にお いて使用する有機溶剤を含む。）を使用し て行う水質試験作業等で著しく危険 性の高い作業に従事する業務	日額 300円
--------	--------	---	---------

(注) 徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30(2018)年度決算）	12,745千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30(2018)年度決算）	344千円
支給実績（平成29(2017)年度決算）	15,619千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29(2017)年度決算）	473千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30(2018)年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

#### オ その他の手当（平成31(2019)年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成30(2018)年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30(2018)年度決算）
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算	同じ		5,468千円	227,833円
住居手当	・借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給	同じ		618千円	618,000円
通勤手当	・交通機関利用者（電車、バス等利用者）負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 ・交通用具使用者（自動車等使用者）片道の使用距離に応じて2,900円（2km以上4km未満）から最高33,700円（60km以上）まで支給 ・パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2（上限3,000円）を支給	同じ		2,908千円	80,789円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等…66,400円 課長等…51,900円	同じ		2,665千円	666,300円
宿日直手当	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価5,300円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	2,380千円	66,103円

管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等…11,000円 課長等…8,000円</li> <li>管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 部長等…5,500円 課長等…4,000円</li> </ul>	同じ	/	- 千円	- 円
	休日給			149千円	12,412円

## (2) 下水道事業

### ①職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29(2017)年度の 総費用に占める職員 給与費比率
平成30 (2018)年度	5,062,667千円	135,966千円	179,022千円	3.5%	3.2%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成30 (2018)年度	31人	116,938千円	16,339千円	45,745千円	179,022千円	5,775千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成30(2018)年4月1日現在の人数です。

#### イ 特記事項 なし

### ②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成31(2019)年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	46.4歳	331,112円	500,144円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

### ③職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

柏崎市
1人当たり平均支給額 (平成30(2018)年度) 1,476千円
(平成30(2018)年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成31(2019)年4月1日現在)

柏崎市			
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	19,803千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30(2018)年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当 (平成31(2019)年4月1日現在)

区分		全職種	
支給実績 (平成30(2018)年度決算)		4千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30(2018)年度決算)		444円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30(2018)年度)		29.0%	
手当の種類 (手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出動し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務 (電話加入権の差押業務を除く。)	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等 (前処理室において使用する有機溶剤を含む。) を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

(注) 徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成30(2018)年度決算)	7,683千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30(2018)年度決算)	265千円
支給実績 (平成29(2017)年度決算)	8,711千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29(2017)年度決算)	335千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当(休日給)を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30(2018)年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

カ その他の手当 (平成31(2019)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30(2018)年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30(2018)年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合に5,000円加算	同じ		4,210千円	247,647円
住居手当	・借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給	同じ		931千円	310,400円
通勤手当	・交通機関利用者(電車、バス等利用者)負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 ・交通用具使用者(自動車等使用者)片道の使用距離に応じて2,900円(2km以上4km未満)から最高33,700円(60km以上)まで支給 ・パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2(上限3,000円)を支給	同じ		1,408千円	64,015円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等…66,400円 課長等…51,900円	同じ		623千円	622,800円
宿日直	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価5,300円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	1,473千円	61,392円
管理職員特別勤務手当	・管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等…11,000円 課長等…8,000円 ・管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 部長等…5,500円 課長等…4,000円	同じ		－千円	－円
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間につき、100分の135の割合を乗じて得た額を支給	同じ		26千円	12,964円